

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託に伴う引継保育に関する補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務受託事業者共通募集要領に基づき委託契約予定事業者として選定された事業者（以下「選定事業者」という。）に対し、予算の範囲内において、留守家庭児童育成室運営業務委託に伴う引継保育に関する補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、選定事業者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、児童及び保護者への影響に配慮し、保育に係る事務及び事業運営の円滑な引継ぎを行うことができるよう、委託業務開始日までの間、引継ぎを含めた合同保育（以下「引継保育」という。）を行う事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、指導員等（主任指導員に就く予定の者、放課後児童支援員及び補助員をいう。以下同じ。）に係る人件費及び旅費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の総額又は次の各号に掲げる基準に応じ当該各号に定める額のいずれか少ない額の範囲内において、市長が定める額とする。

- (1) 引継保育を20日以上かつ延べ80時間以上行ったとき 1室当たり320,000円
- (2) 引継保育を30日以上かつ延べ120時間以上行ったとき 1室当たり480,000円
- (3) 引継保育を40日以上かつ延べ160時間以上行ったとき 1室当たり640,000円
- (4) 引継保育を50日以上かつ延べ200時間以上行ったとき 1室当たり800,000円
- (5) 引継保育を60日以上かつ延べ240時間以上行ったとき 1室当たり960,000円

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する日までに、次に掲げる事項を記載した留守家庭児童育成室運営業務委託に伴う引継保育に関する補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名（以下「名称等」という。）

(2) 交付申請額

2 前項の申請書には、引継保育実施計画書、指導員等人件費一覧表及び引継保育に関する補助金計算書を添付しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、留守家庭児童育成室運営業務委託に伴う引継保

育に関する補助金交付決定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

(交付の請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、市長が指定する日までに、次に掲げる事項を記載して押印した留守家庭児童育成室運営業務委託に伴う引継保育に関する補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

- (1) 請求者の名称等
- (2) 請求額及びその種別

(交付)

第9条 補助金は、補助対象事業の完了後に交付する。

(変更交付の申請等)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その後の事情変更により申請の内容に変更が生じたときは、次に掲げる事項を記載した留守家庭児童育成室運営業務委託に伴う引継保育に関する補助金変更交付申請書に当該変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称等
- (2) 変更交付申請額及びその種別
- (3) 変更の理由

2 前項の申請書には、引継保育実施計画書及び指導員等人件費一覧表を添付しなければならない。

3 市長は、前2項に規定する申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容を変更すべきものと認めるときは、留守家庭児童育成室運営業務委託に伴う引継保育に関する補助金変更交付決定通知書により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。この場合においては、第7条後段の規定を準用する。

4 前項の規定による通知を受けた補助事業者の交付の請求については、第8条の規定を準用する。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業完了後、速やかに留守家庭児童育成室運営業務委託に伴う引継保育に関する補助金事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 引継保育実施状況報告書
- (2) 引継保育参加者名簿
- (3) 引継保育に関する補助金計算書
- (4) 引継保育職員配置記録

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、留守家庭児童育成室運営業務委託に伴う引継保育に関する補助金交付額確定通知書により当該報告をした補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 次条又は第15条後段の規定に違反したとき。
- (4) その他この要領に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(帳簿の整備等)

第14条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業完了後10年間保管しなければならない。

(報告の徴収等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に補助対象事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、補助事業者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、地域教育部長が定める。

附 則

この要領は、令和4年4月 日から施行する。